

峡南医療圏域アクションプラン

保健医療福祉の人材の確保と資質向上

【従事者確保対策と人材育成支援】

峡南地域の課題	行動計画	H25	H26	H27	H28	H29	26年度の主な取り組み
○医師、看護師等医療従事者の不足が深刻である。 ○多様化する住民ニーズに対応するため、各関係機関との連携を図り、保健医療福祉従事者の確保と人材育成を行う必要がある。	<p>【確保対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○看護職員再就業相談 ○峡南地域医療再生計画による地域従事者育成支援事業への支援 <p>【人材育成対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健医療福祉従事者等の資質向上への支援 ◇職種別会議、研修会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医を対象としたうつ病等の対応力向上研修の実施 ・保健師現任教育の実施 ・各町保健師等による生涯を通じた健康増進のためのプロジェクトチームの結成及び検討会への支援 ・特定給食施設等に従事する職員研修会 ・管内介護支援専門員研修会への協力 ・栄養士研修会の実施 ・調理師研修会の実施 ◇業務別会議、研修会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・多職種人材育成地域研修会の実施 ・地域包括支援センター推進研究会への支援 ・認知症体制整備促進のための研修会、検討会の実施 ・管内各町精神保健福祉担当者会議の実施 ・自殺対策関係者研修会の実施 ・地域セーフティネット連絡会議の実施 ・感染防止対策のための出前講座の実施 ・母子保健担当者研修会、会議の実施 ・峡南地域発達障害児(者)等支援検討会議の実施 			→			
							<ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じた健康増進対策をすすめるため、プロジェクト会議を年4～5回開催する。 ・働き盛りの健康づくりへの取り組みをすすめるため、事業所給食施設7カ所への栄養管理指導を実施する。
							<ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養者支援の担い手となる多職種の人材を育成するため、研修会を年2回開催する。

峡南医療圏域アクションプラン

地域医療提供体制の整備と連携体制の構築

【在宅医療の推進】

峡南地域の課題	行動計画	H25	H26	H27	H28	H29	26年度の主な取り組み
○県下でも高齢化率が高く、医療機関や医療従事者が少ない地域である。	○在宅医療に関する課題や対策の検討 ・在宅医療支援部会の実施 ・在宅医療多職種連絡会議の実施 ・関係者との検討	→					【重点事業P1～2】 ・医療と介護の連携を推進するため、在宅養護支援に関わる多職種連絡会議を保健医療推進委員会の専門委員会として設置し、会議を年3回開催する。
○無医地区及び無医地区に準ずる地区からの最寄りの二次医療機関までにかかる時間も県下一長い。	○多職種の関係者の連携強化 ・多職種人材地域研修会の実施 ・有機的連携に向けた「在宅医療・介護の手引き」の作成と活用	→	→	→	→	→	・在宅養護者支援の担い手となる多職種の人材を育成するため、研修会を年2回開催する。 ・手引きを完成させ、活用を図る。
○このような状況に対して、住民が住み慣れた地域で安心して在宅療養を送れるよう、在宅医療の体制整備や峡南在宅医療支援センターにおける相談応需や連絡調整、峡南在宅ドクターネットの推進が重要である。	○各町における在宅療養支援体制の整備への支援 ・各町が主体となり取組めるよう会議等を通して支援する。	→	→	→	→	→	・峡南在宅医療支援センターの利用促進に向けて、担当課長会議等への働きかけを行う。
	○在宅医療を推進するための連携拠点への支援 ・峡南在宅医療支援センターの存続、運営についての検討 ・峡南在宅ドクターネットの効果的推進 ・在宅健康管理システムの整備と運用(携帯型通信機器の効果的活用)	→	→	→	→	→	・地域住民に対し在宅医療の普及促進を図るため、講演会等を年1回開催する。
	○地域住民への普及啓発 ・在宅医療普及啓発のための講演会の実施	→	→	→	→	→	

【救急医療体制の整備】

峡南地域の課題	行動計画	H25	H26	H27	H28	H29	26年度の主な取り組み
○医療機関数や医師不足等もあり、二次救急等の各医療機関の体制整備の維持が厳しい。	○病院群輪番制の円滑な運用に関して地域保健医療推進委員会において継続して検討する。					→	引き続き保健医療推進委員会を開催し協議していく。
○管外への救急搬送が県平均を上回り、今後も増加する可能性があるため、救急医療体制の整備が必要である。	○地域住民への普及啓発 ・救急医療の適正利用に関し、ホームページやちらし等による普及啓発の実施	→	→	→	→	→	

【地域包括ケアシステムの構築】

峡南地域の課題	行動計画	H25	H26	H27	H28	H29	26年度の主な取り組み
○地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるために、医療、保健、福祉等の包括的なケアが必要であり、関係機関・者との協働によるシステムの構築が必要である。	○地域包括ケアシステムの構築に向けた各町への支援 ・地域包括ケア推進研究会、地域ケア会議推進アドバイザー派遣事業等により得られたノウハウの提供や普及 ・介護・医療連携推進協議会作業部会への参加とそこで作成した連携指針・ツールの普及	→	→	→	→	→	【重点事業P1～2】 ・管内の各町で地域包括ケアシステムの動的プロセスである地域ケア会議が効果的に開催できるように支援する。 ・各町の第6期介護保険事業計画策定を支援する。

峡南医療圏域アクションプラン

地域医療提供体制の整備と連携体制の構築

【認知症対策】

峡南地域の課題	行動計画	H25	H26	H27	H28	H29	26年度の主な取り組み
○高齢化率が高いという地域性をふまえ、認知症になつても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療・介護の連携体制を整備する必要がある。また、重症化を防ぐため、早期発見・早期対応を進めていく必要もある。	<p>○認知症対策のための体制整備 ・管内の現状と課題の共有、地域特性の把握 ・課題検討会の実施と連携体制づくり</p> <p>○認知症の早期発見・早期対応のための体制整備の推進 ・医師会・町等との研修会、課題検討会、連絡会議等の実施 ・地域住民へ相談窓口についての広報・啓発活動</p>		→				<p>【主要事業P7】 ・峡南地域認知症の支援体制づくりのため、両郡医師会、各町地域包括支援センター等と、連携ツール等を用いた実効性のある連携体制を検討する。</p>
				→			

【精神障害者長期入院患者の地域生活移行の促進】

峡南地域の課題	行動計画	H25	H26	H27	H28	H29	26年度の主な取り組み
○精神科専門の病院がなく、退院後の住居や施設等が少ない。このような状況の中で、長期入院の精神患者が住み慣れた地域で生活できるための支援や受け入れ基盤の拡充を図ることが必要である。	<p>○退院移行推進の取組み ・管内各町精神担当者会議の実施 ・長期入院患者調査の実施 ・各医療機関と退院に向けた話し合いの実施</p> <p>○地域生活に移行できる受け入れ基盤整備の促進 関係機関との連携のもと ・公営住宅等の確保や民間のグループホームの設置など住居の確保支援 ・訪問看護師やヘルパーなどのサービスの充実 ・移動手段の確保支援</p>					→	<p>・長期入院患者の地域移行をすすめるため、町、圏域相談支援センター等と連携して働きかけを行う。</p>

【発達障害児(者)等支援体制の強化】

峡南地域の課題	行動計画	H25	H26	H27	H28	H29	26年度の主な取り組み
○地域で安心して暮らせるために、管内5町が各関係機関との連携のもと、ライフステージに応じ、一貫した支援が図れるよう体制整備の促進を図る必要がある。	<p>○各町の支援体制整備への支援 ・町の状況や要請に応じた支援 ・府内会議等へのオブザーバー参加</p> <p>○峡南地域発達障害児（者）等支援検討会議の実施 ・会議や研修会の実施</p> <p>○既存の圏域会議等との連携強化 ・南部地区特別支援連携協議会等の圏域会議との連携強化</p> <p>○峡南圏域相談支援センター等関係機関との連携</p>					→	<p>【主要事業P4】 ・就学児の支援に焦点をしぼった会議を年2回開催する。</p>

峡南医療圏域アクションプラン

疾病・事業ごとの保健医療の連携体制の構築

【自殺予防対策】

峡南地域の課題	行動計画	H25	H26	H27	H28	H29	26年度の主な取り組み
○自殺死亡率は県平均を上回る年もあり、今後も自殺者が増加する傾向が予測される。	○関係機関・者との連携強化 ・地域セーフティーネット連絡会議の実施 ・自殺対策関係者研修会の実施						【主要事業P10】 ・自殺予防対策の関係者による連絡会議を開催し連携を強化するとともに、各町に対するゲートキーパー養成研修会の企画提案を行う。
○うつ病対策ゲートキーパー養成を中心とする自殺予防対策を積極的に推進する必要がある。	○働き盛りのメンタルヘルス対策 ・出張メンタルヘルス講座の実施						
	○地域対応力の強化 ・人材育成や各町の事業実施への支援 ・地域自殺対策緊急強化事業(補助金)の利用促進 ・かかりつけ医を対象としたうつ病等の対応力向上研修の継続実施						

【地域・職域保健の連携体制づくりと健康づくりの推進】

峡南地域の課題	行動計画	H25	H26	H27	H28	H29	26年度の主な取り組み
○峡南地域の男性の3割がメタボリックシンドローム予備軍であり、血糖値(HbA1c)は全国平均より高い。	○各町保健師等による生涯を通じた健康増進のためのプロジェクトチーム結成及び検討会への支援						【主要事業P12】 ・生涯を通じた健康増進対策をすすめるため、プロジェクト会議を年4~5回開催する。
○地域・職域間の連携を強化し、働き盛りからの生活習慣病予防対策を推進していく必要がある。	○生活習慣病予防対策の強化 ・地域・職域保健連携推進協議会の開催 ・生活習慣病予防講習会の実施 ・働き盛りが利用する事業所給食施設の巡回指導及び業務検討会の実施 ・各町食生活改善推進委員会への活動支援						・働き盛りの健康づくりへの取り組みをすすめるため、峡南地域・職域保健連携推進会議を年1回開催する。 ・働き盛りの健康づくりへの取り組みをすすめるため、事業所給食施設7カ所への栄養管理指導を実施する。
	○行政管理栄養士配置促進のための情報提供						

峡南医療圏域アクションプラン

健康危機管理・安全な生活環境の整備

【災害時体制の充実・強化】

峡南地域の課題	行動計画	H25 H26 H27 H28 H29					26年度の主な取り組み
		H25	H26	H27	H28	H29	
○峡南圏域は、山間へき地で災害時に孤立する可能性のある集落が多数存在し、県下でも高齢化率が高い。	○大規模災害を想定した医療救護訓練の継続実施 ・管内関係者参加による情報伝達訓練の実施 ・管外との合同の緊急搬送訓練の実施 ・入所系社会福祉施設情報伝達訓練の実施						【重点事業P3】 ・25年度までの訓練の成果をふまえて医療救護訓練を年1回実施する。
○災害時に迅速な対応が図れるよう、平時から関係機関との密接な連携体制を整備しておく必要がある。	○災害時対応カルテの作成 ・入所系社会福祉施設以外の施設について検討 ・入所系社会福祉施設のカルテの更新						
	○所内・管内の災害体制の見直し ・災害時初動体制の整備						・少人数でも対応可能なよう訓練を年1回実施する。

【感染症の発生予防と初期対応の強化】

峡南地域の課題	行動計画	H25 H26 H27 H28 H29					26年度の主な取り組み
		H25	H26	H27	H28	H29	
○ノロウイルス、インフルエンザウイルス等による感染症は、保育所、高齢者福祉施設等において集団発生する可能性が高い。 ○高齢化率が高い峡南圏域においては、高齢者の重篤化や感染症が蔓延しやすいため、迅速な対応や感染症の蔓延防止に努める必要がある。	○あらゆる機会を通じた感染防止対策の周知 ・関係機関、県民への情報提供 ・医療監視・介護施設の実地指導及び集団指導の機会を利用した指導 ・各施設に対する出前講座の実施 ・町、施設における結核検診の普及啓発						【主要事業P11】 ・感染症の発生をさらに予防するため、保育所の感染症対策の状況を把握する。
	○迅速な情報把握、早期対応、蔓延防止対策 ・所内の体制整備 ・関係機関との連携強化 ・感染拡大防止の徹底						・新型インフルエンザ等行動計画に基づき関係機関との対策会議を開催する。

【食品による事故防止及び食品の安全確保の充実】

峡南地域の課題	行動計画	H25 H26 H27 H28 H29					26年度の主な取り組み
		H25	H26	H27	H28	H29	
○食中毒発生防止を図り、各施設に対する衛生管理の徹底と食品事業者に対する指導を強化し、食中毒、食品による対策及び消費者の食の安全の確保を図る必要がある。	○集団給食施設への監視指導及び研修会等の実施 ・立ち入り調査 ・出前講座の実施						【主要事業P8】 ・施設の規模にあった管理方法の指導をおこない、衛生レベルの向上を図る。
	○食品営業者（弁当製造施設等）への講習会の実施及び自主管理の推進 ・講習会の実施 ・集中監視や一斉監視の実施						・過去の発生状況をふまえ弁当製造施設や集団給食施設においては大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理の徹底を行い、食中毒の発生防止及び感染拡大防止を図る。
	○消費者への食中毒防止普及啓発 ・食品衛生月間事業の実施 ・講習会の実施						
	○流通食品の情報共有と指導						

峡南医療圏域アクションプラン

健康危機管理・安全な生活環境の整備

【生活衛生関係営業施設の監視指導の徹底による健康被害の未然防止】

峡南地域の課題	行動計画	H25	H26	H27	H28	H29	26年度の主な取り組み
○生活衛生関係営業施設等は、住民の生活に不可欠なサービスを提供し、生活の質の向上に重要な役割を担っているため、これらの衛生水準の維持向上及び健康被害の発生未然防止が必要である。	○入浴施設を有する旅館、公衆浴場及び社会福祉施設の監視指導の実施						【主要事業P9】 ・入浴施設の水質検査の確認、未実施施設の指導等により、施設の衛生意識の向上、自主管理体制の確立を図る。また、施設管理者に対する衛生管理知識の普及を図る。
	○健康被害の状況等の実態把握、理・美容所関係施設の衛生管理の意識向上のための立入調査、衛生指導						